

令和3年度（2021年度）

大阪府大阪狭山市
池尻財産区特別会計補正予算書

令和3年度(2021年度)大阪府大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第4号)

令和3年度(2021年度)大阪府大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第4号)

は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪府大阪狭山市長 古 川 照 人

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
1. 総務費	1. 総務管理費	一般管理事業	299